

三田市老人等医療費の助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案				
<p>三田市老人等医療費の助成に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、老人、重度障害者(児)、母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児に係る医療費の一部を助成し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 老人 市内に住所を有する65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。))による医療を受けることができる者を除く。)をいう。</p> <p>(2)～(19) 省略</p> <p>(助成対象者及び受給資格の認定)</p> <p>第3条 この事業の対象となる者は、老人、重度障害者、母子家庭の母及び母子家庭の児童、父子家庭の父及び父子家庭の児童並びに遺児(以下「助成対象者」という。)とし、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>(1) 老人 老人が市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が800,000円以下であること。</p>	<p>三田市福祉医療費の助成に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高齢期移行者、重度障害者(児)、母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児に係る医療費の一部を助成し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高齢期移行者 市内に住所を有する65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。))による医療を受けることができる者を除く。)をいう。</p> <p>(2)～(19) 省略</p> <p>(助成対象者及び受給資格の認定)</p> <p>第3条 この事業の対象となる者は、高齢期移行者、重度障害者、母子家庭の母及び母子家庭の児童、父子家庭の父及び父子家庭の児童並びに遺児(以下「助成対象者」という。)とし、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>(1) 高齢期移行者 高齢期移行者が次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄の要件をすべて備えていること。</p> <table border="1" data-bbox="1205 1002 2074 1401"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 1002 1375 1187">区分Ⅰ</td> <td data-bbox="1379 1002 2074 1187"> <p>ア 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が800,000円以下であること。</p> <p>イ 所得を有しない者であること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1190 1375 1401">区分Ⅱ</td> <td data-bbox="1379 1190 2074 1401"> <p>ア 市町村民税世帯非課税者であること。</p> <p>イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が800,000円以下であること。</p> <p>ウ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分Ⅰ	<p>ア 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が800,000円以下であること。</p> <p>イ 所得を有しない者であること。</p>	区分Ⅱ	<p>ア 市町村民税世帯非課税者であること。</p> <p>イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が800,000円以下であること。</p> <p>ウ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査</p>
区分Ⅰ	<p>ア 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が800,000円以下であること。</p> <p>イ 所得を有しない者であること。</p>				
区分Ⅱ	<p>ア 市町村民税世帯非課税者であること。</p> <p>イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が800,000円以下であること。</p> <p>ウ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査</p>				

(2)～(3) 省略

2 医療費の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、必要な書類を添えて市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

3 省略

(助成の範囲)

第4条 市長は、助成対象者の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、次に掲げる額を医療費として助成する。

(1) 老人の医療費 老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額(当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が12,000円を超えるときは12,000円(所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときは8,000円)とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が35,400円を超えるときは35,400円(所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときは15,000円))。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額を助成する。

(2) 重度障害者の医療費 重度障害者の疾病(重度精神障害者については、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次に掲げる額を一部負担金として控除した額

ア～イ 省略

(3) 母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児の福祉医療費 医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次に掲げる額を一部負担金として控除した額

ア～イ 省略

及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第2号から第5号までに規定する区分の認定を受けていること。
エ 所得を有しない者でないこと。

(2)～(3) 省略

2 福祉医療費の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、必要な書類を添えて市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

3 省略

(助成の範囲)

第4条 市長は、助成対象者の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、次に掲げる額を福祉医療費として助成する。

(1) 高齢期移行者の福祉医療費 高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とし、一部負担金の上限は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分及び入院以外又は入院の別に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額を助成する。

区分Ⅰ	入院以外	8,000円
	入院	15,000円
区分Ⅱ	入院以外	12,000円
	入院	35,400円

(2) 重度障害者の福祉医療費 重度障害者の疾病(重度精神障害者については、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次に掲げる額を一部負担金として控除した額

ア～イ 省略

(3) 母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児の福祉医療費 医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次に掲げる額を一部負担金として控除した額

ア～イ 省略

(4)～(5) 省略

2～4 省略

(助成の方法)

第5条 市長は、第3条第2項の規定により受給資格の認定を受けたもの(以下「受給者」という。)が兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けたときは当該医療を受けた者に助成すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、当該受給者に対し、当該医療に係る助成があったものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による助成を受けることができないときその他市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第6条 省略

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。

以下省略

(4)～(5) 省略

2～4 省略

(助成の方法)

第5条 市長は、第3条第2項の規定により受給資格の認定を受けたもの(以下「受給者」という。)が兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けたときは当該医療を受けた者に助成すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、当該受給者に対し、当該医療に係る助成があったものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による助成を受けることができないときその他市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより福祉医療費の助成を行うことができる。

第6条 省略

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した福祉医療費の全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。

以下省略